

敦賀市立看護大学地域・在宅ケア研究センター規程

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第12条第4項の規定に基づき、地域・在宅ケア研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の附属施設として、在宅看護及び地域保健に関する研究並びに地域社会との連携に関する業務を行う。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置き、専任教員のうちから理事長（学長）が任命する。
2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。
3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター運営会議)

第4条 センターに、センターの円滑かつ効率的な運営を図るため、地域・在宅ケア研究センター運営会議（以下「センター運営会議」という。）を置く。
2 センター運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) センター長
(2) 学長が指名する教員 若干名
(3) センターの事務を担当する事務職員 1人
3 前項第2号に掲げる構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。
4 センター運営会議は、センターの運営に関する事項を取り扱う。
5 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。
6 議長は、構成員以外の職員をセンター運営会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(施設等使用の許可)

第5条 センター長は、学外の者から、学術研究等を目的として、センターの施設又は設備の使用の申込みがあるときは、センターの業務に支障のある場合を除き、使用に同意することができる。

2 学外の者に対するセンターの施設又は設備の使用許可は、前項のセンター長の同意があり、かつ、本学の業務に支障がない場合でなければ、することができない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、センター長を置かないことができる。この場合において、理事長(学長)は、センター長の職務を代行する者を任命することができる。

附則(平成30年敦賀市立看護大学規程第4号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和3年敦賀市立看護大学規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。